

議案第五号

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

令和二年四月三十日提出

山口県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
島田教彦 上岡康彦 塩満久雄 友田有 西本健治郎 吉田充宏 森田哲也 河野亨 友広巖 井上剛 橋本尚理 藤本規 宮本輝男

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

山口県議会議員の議員報酬の月額は、令和二年五月一日から同年十月三十一日までの間においては、山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和二十一年山口県条例第四十一号)第二条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める議員報酬の月額から、その額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める議員報酬の月額とする。

附 則

この条例は、令和二年五月一日から施行する。